

裾野市農山漁村再生可能エネルギー法に基づく基本計画

令和6年6月

裾野市

1. 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化に関する方針

本市の総面積13,812haのうち森林面積は8,700ha（民有林面積7,419ha、国有林1,281ha）で、総面積の約63%を占めています。このうち、スギ、ヒノキを主体とした人工林面積が5,140.3haと大部分を占め、人工林の98%以上が林齢40年生以上と、資源として成熟し積極的な利用が望まれている一方、人工林は小規模な個人所有者が多く、個々の森林所有者が単独で効率的な施業を行うことは困難な状況にあります。

このような中、市内では、令和4年4月より、林業家や地元企業が協力して、森林整備により森林内に放置されている未利用間伐材を木質チップとして使う木質バイオマス発電事業が実施されています。

当該事業により、未利用の地域資源を再生可能エネルギー源として有効活用し、適切な森林整備、林業従事者の所得向上や新たな雇用の創出、農作物栽培への余熱利用など、地域の農林業の活性化に努めるものです。

2. 再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域

地区	区域の所在	地目	面積 (m ²)	備考
A	裾野市深良 3660-4、5、6 の一部	宅地	819.95 m ²	

3. 2の区域において整備する再生可能エネルギー発電設備の種類及び規模

地区	発電設備の種類	発電設備の規模	備考
A	木質バイオマス発電	147kw	3基設置

4. 再生可能エネルギー発電設備の整備と合わせて農林地の農林業上の効率的かつ総合的な利用の確保を図る区域及び当該確保に関する事項

地区	農林地の農林業上の効率的かつ総合的な利用の確保を図る区域	農林地の農林業上の効率的かつ総合的な利用の確保に関する事項
A	該当区域なし	なし

5. 再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて促進する農林業の健全な発展に資する取組に関する事項

地区	再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて促進する農林漁業の健全な発展に資する取組の内容	備考
A	<p>設備整備事業者が、木質バイオマス発電事業の実施にあたり、以下の取組を行う。</p> <p>(1) 発電の燃料たる木質チップの原料については、地域の未利用材を積極的に活用する。長期的かつ安定的に購入することで、地域の森林の適正管理、資源保全と林業所得向上に貢献するとともに、森林が持つ水源のかん養機能を高め、土砂の流出や崩壊を防止し、地域住民の生命と安全を守ることに寄与する。</p> <p>(2) 発電に伴い発生する余剰熱を利用して製造する乾燥チップや排出物であるおが粉を、地域内で販売、利用してもらうことで、効率的な原材料利用とともに地域の二酸化炭素排出抑制に貢献できる。</p> <p>(3) 木質バイオマス発電事業により蓄積した知識や技術を活かし、地域の教育機関等と協力し、再生可能エネルギー技術の研究開発を行う。</p>	<p>発電により得られる電気の量に占める地域に存するバイオマスを変換して得られる電気の量の割合について、年間を通じて原則8割以上を確保する。</p>

6. 自然環境の保全との調和その他の農山漁村における再生可能エネルギー電気の発電の促進に際し配慮すべき重要事項

(1) 自然環境の保全との調和

地域の植生、野生動物の生態、水質等の自然環境に影響を及ぼす恐れがあることから、必要に応じた影響の調査・検討等により、自然環境の保全に十分に配慮する。

(2) 景観の保全、歴史的風致の維持及び向上との調和

気候風土に適した形で農林業を営む中でつくられた地域固有の美しい景観が損なわれることのないよう、適切な配慮を行う。

7. 農林業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化に関する目標及びその達成状況についての評価に関する事項

(1) 目標

森林整備に伴い発生する未利用間伐材を燃料とした木質バイオマス発電を行い、年間約1,176,000kWhの再生可能エネルギー電気を発電することにより、地域森林の適切な管理と林業家の所得向上を目指す。

(2) 目標の達成状況についての評価

目標の達成度合いを確認するため、毎年度、設備整備事業者は、認定設備整備計画の実施状況（稼働状況等）を本市に報告することとする。なお、目標が達成されない場合、原因分析を行い必要な改善策を講じるものとする。

8. 再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域において整備する再生可能エネルギー発電設備の撤去及び原状回復に関する事項

再生可能エネルギー発電事業を中止又は終了した際は、区域周辺への環境の保全や安全性の確保を図るため、設備整備事業者の責任において施設の撤去等の対策を行うものとする。

9. 農林地所有権移転等促進事業に関する事項

該当事項なし

10. その他農林業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する事項

(1) ウェブページ等による周知

基本計画に基づく取組の促進や関係住民等の理解の醸成を図るため、本市のウェブページ等により広く周知する。

(2) 設備整備計画の認定

設備整備計画の審査を行う際には、内容が基本計画に適合するものであることに加え、設備整備計画が実施される見込みが確実であることを確認する。
また、設備計画の認定を行う際には、実施状況の報告を行うこと、是正の指導に従うこと等の条件を付すこととする。

(3) 設備整備計画の認定の取消し

設備整備計画の内容に沿った事業が実施されず、また、是正の指導後においても改善の見込みがない場合は、設備整備計画の認定を取り消し、その事実を公表することとする。

(4) 地域住民との良好な関係の構築

設備整備事業者と地域住民等との間に諸問題が発生した場合は、設備整備事業者は本市にその内容を報告するとともに、問題解決に向けた努力を行い地域住民との良好な関係の構築に努めるものとする。

(5) 区域外の関係者との連携

本市及び再生可能エネルギー発電事業者等の関係者は、本市の区域外の関係者とも相互連携し、優良事例等の情報共有を行いつつ、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー発電に取り組むものとする。